



厚生労働省発基 1009 第 2 号
令和 8 年 10 月 9 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令
の整備に関する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第1 労働者災害補償保険法施行令の一部改正

- 1 労働者災害補償保険法第三十八条第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。
 - (1) 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業として厚生労働省令で定めるもの
 - (2) 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護又はその遺族の就学の援護を図るために必要な事業として厚生労働省令で定めるもの
 - (3) (2)に掲げるもののほか、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業として厚生労働省令で定めるもの
- 2 労働者災害補償保険法第四十二条第一項ただし書の政令で定める疾病は、次のとおりとする。
 - (1) 脳血管疾患又は心臓疾患として厚生労働省令で定めるもの
 - (2) 精神疾患として厚生労働省令で定めるもの
 - (3) 石綿を吸入することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるもの
- 3 その他所要の改正を行う。

第2 船員保険法施行令の一部改正

(略)

第3 労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令の一部改正

- 1 題名を「労働基準法施行令」に改める。
- 2 労働基準法第百十五条第二項ただし書の政令で定める疾病について、第1の2に準じた改正を行う。
- 3 その他所要の改正を行う。

第4 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正

労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十条第三項の政令で定める事務所は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合においては、原処分が行われた都道府県労働局又は労働基準監督署とする。

第5 行政手続法施行令の一部改正
(略)

第6 施行期日
この政令は、令和九年四月一日から施行する。